

公 表 日
令和 3 年 5 月 1 8 日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	染矢排水機場 3・4 号主ポンプ分解整備工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 石橋 賢一 大分県佐伯市長島町 4 - 1 4 - 1 4
契約年月日	令和 3 年 5 月 1 8 日
契約業者名	(株) ミゾタ
契約業者の住所	佐賀県佐賀市伊勢町 1 5 - 1
契 約 金 額	3 9, 6 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
予 定 価 格	3 9, 9 4 1, 0 0 0 円 (税込み)
随意契約による こととした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工 事 場 所	大分県佐伯市弥生大字上小倉字栃原地先
工 種 区 分	機械設備工事
工事期間 (自)	令和 3 年 5 月 1 9 日
工事期間 (至)	令和 4 年 3 月 3 1 日
備考	入札情報サービス (P P I) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契 約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工事名 染矢排水機場 3・4号主ポンプ分解整備工事

2. 施工場所 大分県佐伯市弥生大字上小倉字栃原地先

3. 契約の相手方 住 所：佐賀県佐賀市伊勢町 1 5 番 1 号
会社名：（株）ミゾタ
取締役社長 井田 建
電 話：0 9 5 2－2 6－2 5 5 1

4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、佐伯河川国道事務所が管理する染矢排水機場の 3・4号ポンプ設備が経年劣化しているため、主ポンプの分解整備等を行うものである。

2) 工事の内容

本工事は、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）・改良」するためのものであり、当該工事にて施工する設備における施工後の故障原因の追及・対処・単に部品交換を行うだけでなく、設備全体において当該工事にて施工する設備が与える影響により不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものである。

3) 随意契約に付する理由

本工事を実施にあたっては、当該設備の機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・据付を行うにあたり、①工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。また、揚排水ポンプ設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、揚排水ポンプ設備のうち一部の機器を修繕する場合でも②システム全体の熟知が必要である。

（株）ミゾタは、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立していると同時に、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として（株）ミゾタを特定し、「公共調達適正化について」（平成 1 8 年 8 月 2 5 日付け財計第 2 0 1 7 号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成 1 8 年 9 月 2 8 日付け国官会第 9 3 5 号）に基づき、（株）ミゾタ以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、（株）ミゾタが本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

河川管理課長